

# 『平家物語』語り本の形成

——「敕文」「大坂越」を例として——

原はら  
田だ  
敦あつ  
史し

はじめに

『平家物語』語り本系諸本の源には、より詳しい記事内容を有する本文があつた。その考察のために、現存する読み本系諸本の中でも特に注目されているのが延慶本であることは、衆目の一致するところであろう。現存延慶本があらゆる面で古態をとどめているわけではないことが明らかにされた<sup>1)</sup>とはいえ、語り本の形成を考える上で、「延慶本の本文」との関連が今も重視されていることは間違いない。中でも、千明守氏が語り本の「小督」説話を検証し、その源に「延慶本のような本文」があつと想定されたこと<sup>2)</sup>には、大きな意味があつたと思う。後の研究史に大きな影響を与え、氏ご自身でもいくつもの検証を重ねられている。その成果を受け止めて、さらに歩みを進めなければならない。そのためには、延慶本以外の読み本系諸本にも目を向けることが有効であろう<sup>3)</sup>ということを、稿者は何度か考察してきた。本稿でも、同様の方法を用いた検証を行つてみたい。

卷三「赦文」の一節からとりあげる。すでに千明氏によつて論究されている箇所である。はじめに語り本系の屋代本と覚一本の本文を掲げ、氏の指摘された問題点およびそれについての考察を抑えておく。

【屋代本】

① 教盛、重盛のもとを訪れる。

丹波小將ノ姑平宰相教盛、小松殿へ御坐シテ、「中宮御産ノ御為ニ御祈トモ可<sub>レ</sub>有ト承候。何ト申候共、過<sub>二</sub>大赦事可<sub>レ</sub>有トモ覚<sub>レ</sub>候ハス。中ニモ鬼海島ノ流人共召返サレタラム程ノ功德善根ハ、争カ候ヘキ」ト申サレケレハ、小松殿、「誠ニサコソ思ハレ候ラヌ。能々申テ見候ハン」ト宣給ヘハ、宰相ヨニモウレシケニテ出ラレヌ。

② 重盛、清盛を説得。

宰相返レテ後、小松殿、入道相国ニ参テ被<sub>レ</sub>申ケルハ、「宰相ノ、丹波小將カ事ヲ強ニ被<sub>レ</sub>申候コソ余不便ニ覚候ヘ。中宮御惱ノ御事ヲ如<sub>二</sub>承及<sub>一</sub>、一向成親卿カ死靈ヲ申候。彼大納言死靈被<sub>レ</sub>宥ニ付テ、先、生テ候小將ヲコソ被<sub>レ</sub>召返<sub>二</sub>候ハメ。其二付テモ、人ノ思ヲヤメサセ給ハ、思食事モ叶ヒ、人ノ願ヲ叶ヘサセ給ハ、御願モ必成就シ候ヘシ。サランニ取テハ、中宮王子御誕生有テ、家門ノ榮花弥開候ヘシ」ナト申サレケレハ、大政入道不<sub>レ</sub>似<sub>二</sub>日比<sub>一</sub>、殊外ニ和キ給テ、「サテ、俊寛ヤ康頼法師カ事ハ如何ニ」ト宣ヘハ、「其モ同ク召コソ返サレ候ハメ、若一人モ留ラレタラムハ、中々只可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>罪業<sub>一</sub>候」ト被<sub>レ</sub>申ケレハ、入道ハ、「イサトヨ。康頼法師ハサル事ナレトモ、俊寛ハ随分入道カ依<sub>二</sub>口入<sub>一</sub>ニ人ト成タル者カ、所コソ多ケレ、我領鹿谷ニ構<sub>二</sub>城郷<sub>一</sub>、触<sub>レ</sub>事向<sub>二</sub>此<sub>一</sub>門ニヤスカラス事ヲノミ申ケルト聞カ殊ニ奇怪ナレハ、俊寛ハ不<sub>二</sub>思寄<sub>一</sub>」トソ宣ヒケル。

③ 教盛、重盛に報告。

小松殿、伯父宰相ノ許へ御坐シテ、「小將ハ召返サレムスルニテ候ソ。御心安ク思食候ヘ」ト宣ヘハ、宰相合<sub>レ</sub>手ソ悦ハレケル。「流

サレ候シ時モ、ナトカ我ヲ申請ラレサラント思タリケニテ、教盛ヲ打見候度毎ニ涙ヲ流シ候シカ、余ニ不便ニ覚候」ト被レ申ケレハ、小松殿、「誠ニサコソ被レ思召」候ラメ。又大納言ノ事モ、如何ニモシテ申着メントシ候之処ニ、其人ハ罪深フシテ不レ待「帰洛」配所ニテ遂ニ失セ候ヌ。小将ヲハサリトモトコソ思食候へ」トテ被レ出ケリ。<sup>5)</sup>

【覚一本】

① 門脇宰相か様の事共伝へきいて、小松殿に申されけるは、「中宮御産の御祈さまぐに候也。なにと申候共、非常の赦に過たる事あるべしともおぼえ候はず。中にも、鬼界の島の流人共めしかへされたらむほどの功德善根、争か候べき」と申されければ、小松殿父の禪門の御まへにおはして、

② 「あの丹波少将が事を、宰相のあながちに歎申候が不便候。中宮御悩の御こと、承及ごとくんば、殊更成親卿が死靈など聞え候。大納言が死靈など聞え候。大納言が死靈をなだめむとおぼしめさんにつけても、生て候少将をこそめしかへされ候はめ。人のおもひをやめさせ給はば、おぼしめす事もかなひ、人の願ひをかなへさせ給はば、御願もすなはち成就して、中宮やがて皇子御誕生あつて、家門の栄花弥さかむに候べし」など申されければ、入道相国、日比にもにず事の外にやはらひで、「さてく、俊寛と康頼法師が事はいかに」。「それもおなじうめしこそかへされ候はめ。若一人も留められんは、中々罪業たるべう候」と申されければ、「康頼法師が事はさる事なれ共、俊寛は随分入道が口人をもつて人となつたる物ぞかし。それに所しもこそ多けれ、わが山莊鹿の谷に城郭をかまへて、事にふれて奇恠のふるまひ共が有けんれば、俊寛をば思ひもよらず」とぞの給ける。

③ 小松殿かへつて、叔父の宰相殿よび奉り、「少将はすでに赦免候はんずるぞ。御心やすう思食され候へ」とのたまへば、宰相手をあはせてぞ悦れける。「下りし時も、なか申うげざらむとおもひたりげにて、教盛を見候度ごとには涙をながし候しが不便候」と申されければ、小松殿「まことにさこそおぼしめされ候らめ。子は誰とてもかなしければ、能々申候はん」とて入給ぬ。<sup>6)</sup>

私に三分割したが、各種の傍線は千明氏と同様に付してある。教盛が、流罪となつてゐる娘婿成経の赦免を望み、清盛へのとりなしを重盛に願ひ出る場面だが、氏の指摘された問題点の第一は、屋代本①の傍線部である。教盛はまだ何の心情も吐露していないのに、重

盛が「誠ニサコソ思ハレ候ラメ」とは不自然。③でも再び「誠ニサコソ被<sub>レ</sub>思召候ラメ」と同じようなことを繰り返している。また、覚一本の場合、屋代本①にあった「能々申テ見候ハン」が③に置かれているが、これも不自然である。成経の赦免が決定した後になつて誰に何を申すのか。さらに、両本ともに、③で成盛が回顧しているのは流されたときの成経の様子であるが、なぜ我が娘ではなく娘婿の嘆きなのかということも問題となる。いずれも的確な指摘である。

これらの問題点について考察するために、氏が参照するのは延慶本である。延慶本の本文は以下のようになっている。

【延慶本】

① 門脇宰相ハ、「イカナル次モガナ。丹波少将ガ事申宥ム」ト被<sub>レ</sub>思ケルガ、此ノ折ヲ得テ、忿ギ小松内大臣ノ許ヘオワシテ、「御産ノ御祈ニサマ<sub>ヅ</sub>ノ攘災行ハルベキ由聞ユ。イカナル事ト申ストモ、非常ノ大赦ニ過タル事有ベカラズ。就<sub>レ</sub>中成経召返レタラム程ノ功德善根ハ争カ有ベキ。大納言ガ怨霊ヲ宥ムト思食ムニ付テモ、生タル成経ヲコソ被<sub>レ</sub>召返<sub>レ</sub>候ハメ。此事執申サジトハ思ヒ候ヘドモ、娘ニテ候者ノ余ニ思沈ミテ命モアヤウク見ヘ候時ニ、常ニ立ヨリテ、『アナガチ、カクナ思ソ。教盛サテアレバ、サリトモ少将ヲバ申預ムズルゾ』トナゲサメ申候ヘバ、顔ヲモテアゲテ、教盛ヲ打見テ、涙ヲ流テ引カヅキテ候。教盛御一門ノ片端ニテアリ。『親ヲ持トモ、此時ハ宰相ホドノ親ヲコソモツベケレ。ナドカ少将一人申預ラザルベキゾ』ト、内々恨ミ申候ナルガ、ゲニモト覚テ、イタク無慙ニ覚候。成経ガ事、可<sub>レ</sub>然様ニ執申サセ給テ、赦免ニ申行セ給ヘ」ト、泣々クドキ被<sub>レ</sub>申ケレバ、小松大臣涙ヲ流テ、「子ノ悲サハ、重盛モ身ニツミテ候ヘバ、サコソ被<sub>レ</sub>思食<sub>レ</sub>候ラメ。ヤガテ申候ベシ」トテ、八条ヘ渡リ給テ、

② 入道ノ気色イタク悪シカラザリケレバ、「宰相ノ、成経ガ事ヲ強ニ被<sub>レ</sub>歎申<sub>レ</sub>候コソ、不便ニ覚候ヘ。尤御計有ベシト覚候。中宮御産ノ御祈ニ、定テ非常ノ大赦行ワレ候ワムズラム。其内ニ入レサセ給ベク候。宰相ノ被<sub>レ</sub>申候様ニ、誠ニ類ナキ御祈ニテ有ムズラムト覚候。大方ハ人ノ願ヲ満サセ給候ハ<sub>ヅ</sub>、御願成就疑有ベカラズ。御願成就セバ、皇王御誕生アリテ、家門ノ栄花弥盛ナルベシ」ト、細々ニ申給ヘバ、入道今度ハ事ノ外ニ和ギテ、ゲニモト思ワレタリゲニテ、「サテ、俊寛、康頼ガ事ハイカニ」。「ソレラモ免レテ候ハ<sub>ヅ</sub>、可<sub>レ</sub>然コソ候ハメ。一人モ留ラム事ハ、中々罪業タルベシト覚候」ナムド被<sub>レ</sub>申ケレドモ、「康頼ガ事ハサル事ニテ、俊寛ハ且ハシラレタル様ニ、随分入道ガ口入ニテ、法勝寺ノ寺務ニモ申ナシナムドシテ、人トナレル物ゾカシ。其二人知レズ鹿谷

二城ヲ構へ、事ニフレテ安カラヌ事ヲノミ云ケル由ヲ聞ガ、殊ニ奇怪ニ覺ルナリ」トゾ宣ケル。<sup>⑦</sup>

白抜き数字にした①は、語り本①とはやや異なり、③に相当する内容も含んでいる。重盛は、教盛との長い会話を経て清盛を説得に行くのである。一方、清盛のもとから戻った重盛が教盛に報告をする場面は描かれない。引用の後には敕文の本文が続く。この延慶本の本文を参照すれば、語り本の不自然さの「因ってきた理由が説明できる」とするのが、千明氏の論述である。まず、最初の傍線部は、屋代本（および覚一本）③と違い、流された時の成経本人ではなく、その妻である教盛娘のことを言っている。実の娘だからこそ、続く重盛の台詞は、子を持つ親の心情として自然なものとなり、「子のかなしさ」への理解、教盛への同情、清盛への説得、と続いていく。延慶本の本文には、確かに全く無理がない。この「延慶本のような形」を基に、覚一本・屋代本の形成も説明される。覚一本は、「娘の嘆き」を「娘婿の嘆き」に置き換えたが、「子のかなしさ」は残してしまった。屋代本はその浮いた「子のかなしさ」を削った。

また、「能々申候はん」について言えば、延慶本が当該記事を成経赦免決定以前に置くのを、覚一本は赦免決定後に移動しながら、これも不用意に残してしまった。屋代本は再びそれらの記事を赦免決定以前の位置に移動したために、結果的に「能々申テ見候ハシ」は生きることになったが、今度は「誠ニサコソ思ハレ候ラメ」が浮いてしまうことになり、また移動時の不手際からか、「誠ニサコソ…」が重複してしまうことになったと考えられる。

ということである。

## 一—(二)

それは、確かに筋の通った説明のように見える。だが、覚一本が後ろに移したものを、屋代本が再び前に移動させたというのは、煩瑣にすぎるように感じられる。その上さらに、後ろに「誠ニサコソ…」だけを残してしまったという複雑な過程を想定しなければ、屋代本の形は説明できないのだろうか。延慶本との対比だけで考えるのではなく、「他の読み本系諸本も検討に加える」という手順を、ここで加えてみたい。次に掲げるのは、『源平盛衰記』の本文である。

①平宰相折節ヲ得テ、小松殿ニ被<sub>レ</sub>參申<sub>ニ</sub>ケルハ、「中宮御産ノ御祈ニ、定テ様々ノ攘災行レズラン。成経ガ事、今度申宥レナンヤ、何事ニモ勝タル御祈タルベシ。サラバ御産モ平ニ、皇子モ御誕生疑アラジ」ト泣口説給。大臣ハ、「誰モ子ハ悲キ物ナレバ、誠ニサゾ覺スラン。心ノ及<sub>ン</sub>程ハ申見ベシ」トテ、

②入道殿ニ被<sub>レ</sub>申ケルハ、「成経ガ事ヲ宰相ノ痛ク歎申ル、コソ不便ニ侍レ。御産ノ御祈ニ非常ノ大赦行ハレテ、丹波少將其中ニ入ラルベクヤ候ラン。宰相ノ申サルル如ク無双ノ御祈タルベシ。人ノ思歎ヲ休、物ノ所望ヲ叶サセ給ナバ、皇子御誕生有テ、家門ノ榮花モイヨク開ヌト相存ズ。誠ニ人ノ親トシテ子ノウレヘ歎ヲ見聞<sub>ン</sub>程ニ、身ニシミ肝ヲ焦ス事、何かハ是ニマサルベキ。為<sub>レ</sub>善者ニハ天報ズルニ福ヲ以シ、為<sub>レ</sub>非者ニハ天報ルニ殃ヲ以スト承ル。縦異性他人ナリ共、カカル折ニ当テハ広大ノ慈悲ヲ可<sub>レ</sub>施、況ヤ御一門ノ端ニ結テ、カ程ニ歎申サンニ、争カ御憐ナカルベキ。然ベキノ様ニ御計アラバ、上ナキ御祈ト成テ、必御悅モ報ナン」ト、様々ニ宥被<sub>レ</sub>申タレバ、入道今度ハ事ノ外ニ和テ、「去バ俊寛・康頼ハ如何」ト宣ケリ。「其モ同罪トテ同配所ナレバ、俱ニ御免アラメ」ト申レケリ。何モ詳ナル事ハナケレ共、日来ニハ似ズ、思ノ外ニナダラカニ返事シ給ヘバ、大臣ウレシトオボシテ被<sub>レ</sub>出ケリ。

③宰相待受テ、「イカガ」ト問給フ。「今度ハモテ離タル事ハナシ、相計ル、旨モアリナン」ト宣ヘバ、宰相手ヲ合テ悦ノ涙ヲ流シ給ケルゾ糸惜キ。「教盛御一家ノ片端ニ侍レバ、高山トモ深海トモ奉<sub>レ</sub>憑上ハ、是程ノ事ナドカハ御免ヲ蒙ラデモ有ベキ。女子ニテ侍レバ、親ニ向、声振立テソレ<sub>ク</sub>ト申マデコソナケレ共、教盛ヲ見度ニウラメシゲニ思テ、常ハ涙グミテ見エ侍レバ、思ハジト思ヘ共、恩愛ノ道ニハ力ナク無慙ニ覺エテ、カク歎申。相構テ助ル様ニ御口入御座」ト宣ケレバ、大臣ハ、「上下品替トイヘ共、子ヲ思道ハ等閑ナラネバ、誠ニサコソ思召ラメ。猶モヨク<sub>ク</sub>申侍ルベシ」トテ立給ヒヌ。

これに近い本文を持つものとして、四都合戦状本がある。①では波線部を欠き、②③は盛衰記より簡略になっている。骨子は盛衰記と同じだが、語り本との関連を考える上では盛衰記の方が有用である。盛衰記の場合、①では語り本のように比較的簡単な問答を経て清盛の説得に行く。が、②では清盛は赦免について明言せず、未だ結論が出ないまま③における教盛への報告が行われる。そこで教盛が

語るの、実の娘の嘆きである。②で結論が出されず、その後、怨霊の跋扈が記され、その対抗策として赦免が決定されるという構成は語り本とも延慶本とも大きく異なるものであり、注意が必要である。だが、語り本における問題点を考える際、まず参照すべきはこの盛衰記ではなかったか。

特に③に注目しておきたい。「子のかなしさ」「誠にさこそ……」「よくよく申す」は、盛衰記では、①と③で繰り返されている。覚一本や屋代本との共通句が多いことだが、にもかかわらず盛衰記の③に不自然なところは少ない。②で未だ流人たちの処遇について結論が出ていないという文脈において、③の内容には全く無理がないからである。この盛衰記の形を源と見れば、語り本への道筋に複雑な過程を想定する必要はなくなるであろう。覚一本では、③の「よくよく申す」が全く意味をなしていなかったが、それは前から移動してきたわけではない。祖型となった本文において、すでにこの位置にあったと見ればいいのではないか。屋代本は①③で「誠ニサコソ……」を繰り返していた。それは不手際による重複ではない。基となった本文の形を引き継いでいるだけなのではないのか。

要は、②で結論が出たとしながらそこに③を続ける屋代本や覚一本の形が、多くの無理を発生させているのである。そのことには後にも論及するが、語り本③の「因つてきたる理由」を考えるためには、延慶本よりも盛衰記の方が適格なのだということを、まずは抑えておきたい。③を欠く延慶本をもとにして、覚一本がいったん後ろに移したものを、屋代本は前に戻しつつ、「誠ニサコソ……」だけは後ろにも残してしまった、などと複雑に考える必要はない。③の有無という構成のみならず、たとえば成経流罪のときのことを回顧する盛衰記の発言も、盛衰記③の方が語り本にははるかに近いことも付け加えておこう。延慶本では同じ内容が①に含まれているが、「内々恨ミ申候ナル」とあるように、娘の怨みを教盛の伝聞として描く点で、延慶本だけがずれている。構成・本文とも盛衰記と語り本の③が近似し、かつ盛衰記の文脈には無理がなく、教盛が語るのも「娘婿の嘆き」ではなく、より自然な「娘の嘆き」なのである。前述した語り本の諸問題について考えるのに、盛衰記のような本文の存在を無視することはできないことは明らかである。そうすれば、千明氏が「語り本系諸本の中では最も矛盾のない形」としつつ、その古態性については判断を留保されている中院本の位置づけも、たやすくなる。中院本③のみ引用する。

③おと、さいしやうにあひて、たんはの少将をは、めしかへさるへきに、さたまりて候なりとの給へは、さいしやう申されけるは、

なかされ候し時も、のりもり御一家のかたはしにて候しかは、よきやうに申さるへきとのみ、たのみそんし候し、むすめにて候もの、のりもりをうち見候たひには、涙をなかし候あひた、あなかちにかく申候なり、おと、子はたれとてもかなしければ、さこそおほしめされ候らめ、なりちかのきやうか事をも、すいふんとり申候しか共、きらくをまたて、はい所にてはかなくなりぬるうへは、ちからおよひ候はず、少将の事におきては、御心やすくおほしめされ候へしとの給ひければ、てをあはせてそよこはれる。

中院本は、「よくよく申す」を①にも③にも持たず、引用に明らかなように③では「娘の嘆き」を描く。千明氏の言われるとおり、語り本の中では最も矛盾がない。「よくよく申す」を①にも③にも持たない中院本を、屋代本や覚一本の直接の源と見なすことはできないが、点線部のように、③の盛衰記との類似が屋代本・覚一本以上に顕著な部分は、「娘の嘆き」以外にも散見する。中院本は、おそらく屋代本・覚一本とは別に、盛衰記の本文の面影を色濃く残しているのだと見ればよい。

一—(三)

盛衰記③は、覚一本や屋代本の不審点を説明するのに有用な本文である。①でも両者は近しい。そのように見た場合、語り本②と盛衰記②の差違はどう考えるべきか。さらに大きな問題が、そこにはあるようである。繰り返しになるが、盛衰記の叙述が不自然ではないのは、②における展開を承けたものであったからである。前述のように、盛衰記②では重盛の説得を受けた清盛は流人の処分について結論を出していない。だから③でなおも教盛は心配し、重盛は同情してさらなる説得を約束するのである。一方、語り本では②の段階で、流人たちの処遇は決定している。それは、延慶本などと等しい。そこに③を続けてしまっているのである。覚一本や屋代本の③には多くの問題点が生じているのはそのためであり、特に覚一本の「能々申候はん」は、その顕著な例だろう。

この盛衰記（および四部本）の②の内容は、おそらく独自の趣向によるものである。佐伯真一氏が指摘されたように、清盛が自分から俊寛や康頼のことを話題にしておきながら結論を保留するのは不自然であり、彼らの処遇が実際に赦文を開くまで明らかにされない



という展開までも含めて、「後次的改作の所産と考えるのが妥当であろう」とされている通りだと思う<sup>①</sup>。それ以前の本文の形は、延慶本を用いて想像するしかない。ならば、それを承ける③が創出されたことも、同じ改作の所産と考えることになるだろう。千明氏が屋代本①に関して指摘された、教盛が心情を吐露していない段階で「誠にさこそ」と重盛が同情する不自然さが、盛衰記においても生じている（教盛は涙を流してはいるが）ことも、それと連動するはずである。

内容のみならず、その成立過程を考えても、①③は②と不可分であり、②とは相容れない。語り本は、それを接合してしまっているのである。語り本作者の手元に少なくとも二種の本文がなければ、このようなことは起こりえないのではないか。語り本は、複数の先行本文を参照しながら作られた可能性がある。右はあくまでも一例にすぎないが、同様の考察においてそのように考える選択肢を、排除してはならない。延慶本以外の本文を考察に加えるだけで、視野はそこまで開けてくるのである。語り本の形成は、多様な確度から検証されなければならない。

## 二―(一)

続いて、巻十一「勝浦付大坂越<sup>⑫</sup>」の一節を取り上げたい。本文の引用が多くなるが、論述の都合上必要なので、煩瑣を厭わず掲げる。四国に到着した義経勢が、勝浦合戦を経て屋島へ向かう途中、京から平家へ手紙を運ぶ男に遭遇する場面から、屋島攻めの冒頭まで、屋代本・覚一本・延慶本を並べて引用する。私に①②③に分割し、太字や傍線などを施した。

### 【屋代本】

①山中ニ蓑笠背負タル男一人行ツレタリ。判官、「トコノ者ソ」ト問セラレケレハ、「京ノ者テ候」ト申ス。「ドコヘ行ソ」。「屋島へ参候」。「屋島へハトノ御方へ参ルソ」。「都ヨリ女房ノ御使ニ大臣殿ノ御方へ参り候」。「是モ阿波国ノ御家人ニテ有カ、屋島へ被<sup>レ</sup>召テ参ナリ。此道ハ始ニテ無案内ナルニ、和殿案内者セヨカシ」。「**是ハ度々下テ候シ間、案内ハ知テ候**」ト申ス。「何事ノ御使ソ」。「下臈ハ御使仕ル計ニテコソ候へ。争カ何事トハ知候ヘキ」ト申セハ、「**実ニモ**」トテ、又暫ク有テ、櫓クハセナントシテ、「去ニ

テモ何事ノ御使トカ聞「ト問ヘハ、「別ノ子細ヤ候ヘキ。当時河尻ニ源氏共多ク浮ヒテ候事ヲ被<sub>レ</sub>申候コサンメレ」。「サソ有覽。其文トレ」トテ奪取、「シヤツ縛レ」トテ縛ラセテ、路辺ナル木ニ結付テソ被<sub>レ</sub>通ケル。判官此文ヲ見給ヘハ、実ニモ女房ノ文ト覺シクテ、「九郎トカヤハ心ス、トキ男ニテ侍フナレハ、大風大浪立トモヨモ嫌侍ハシ。大風大浪立トテモ打解サセ給ヘカラス。勢ヲチラサテ能々御用意サフラヘ」トソ被<sub>レ</sub>書タル。「是ハ義経ニ天ノ与ヘル文也。鎌倉殿ニ見セ申サン」トテ、深ク収テ置給フ。

②近藤六ヲ召テ、「屋島ノ城ノ様ハ如何ニ」ト問給ヘハ、「<sup>b</sup>知食シメサレネハコソ候ヘ、城ハ無下ニ淺間ニ候。塩ノ干テ候時ハ馬ノ腹モツカリ候ハス」ト申ス。

③「サラハ寄ヨ」トテ、源氏塩干堅ヨリ寄セケルニ、此ハ二月十八日ノ事ナレハ、<sup>c</sup>蹴上ル塩ノ霞ト共ニシクラウタル中ヨリ打群テ寄ケレハ、平家運尽テ、大勢トコソ見テンケレ。阿波民部カ嫡子田内左衛門、河野ヲ責ニ伊予国へ越タリケルカ、河野ヲハ討漏シ、家子郎等百余人カ頸ヲ取テ、我身ハ伊予ニ在ナカラ、先立テ屋島へ奉リタリケルヲ、折節大臣殿ノ御宿所ニテ実檢有。兵共、「コハ何ニ、焼亡アリ」トソ騒キケル。能見テ、「焼亡ニテハ無リケリ。アハヤ、敵ノ既ニ寄候ソヤ」ト申程コソ有ケレ、白幡サト差揚タリ。「アハヤ源氏ヨ。定テ大勢ニテソ有覽。急キ御舟ニ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>召」トテ、渚々ニ挙置タル船共、俄ニ叫喚テ下シケリ。(下略。平家の人々の退避)

## 【覚一本】

①夜半ばかり、判官たてぶみもツたる男にゆきつれて、物語し給ふ。この男よるの事ではあり、かたきとは夢にもしらず、みかたの兵共八島へまいるとおもひけるやらん、うちとけてこまぐと物語をぞ申ける。「そのふみはいづくへぞ」。「八島のおほい殿へまゐり候」。「たがまいらせらるゝぞ」。「京より女房のまいらせられ候」。「なに事なるらん」との給へば、「別の事はよも候はじ。源氏すでに淀河尻にいでううで候へば、それをこそつげ申され候らめ」。「げにさぞあるらん。是も八島へまいるが、いまだ案内をしらぬに、じんじよせよ」との給へば、「<sup>a</sup>是はたび／＼まいッて候間、案内は存知して候。御共仕らん」と申せば、判官「そのふみとれ」とて文はいとらせ、「しやつからめよ。罪つくり<sub>レ</sub>に類なきッそ」とて、山なかの木にしばりつけてぞとをられける。さてふみをあけて見給へば、げにも女房のふみとおほしくて、「九郎はすゝどきおのこにてさぶらふなれば、大風大浪をもちらはす、よ

せさぶらふらんとおぼえさぶらふ。勢どもちらさで用心せさせ給へ」とぞか、れたる。判官「是は義経に天のあたへ給ふ文なり。鎌倉殿に見せ申さん」とて、ふかうおさめてをかれけり。

②あくる十八日の寅の剋に、讃岐国ひけ田といふ所にうちおりて、人馬のいきをぞやすめける。それより丹生屋・白鳥、うちすぎく、八島の城へよせ給ふ。又近藤六親家をめして、「八島の館の様はいかに」とひ給へば、「しろしめさねばこそ候へ、無下にあさまに候。塩のひて候時は、陸と島の間は馬の腹もつかり候はず」と申せば、

③「さらばやがてよせよ」とて、高松の在家に火をかけて、八島の城へよせ給ふ。八島には、阿波民部重能が嫡子田内左衛門教能、河野四郎がめせどもまいらぬをせめんとて、三千余騎で伊予へこえたりけるが、河野をばうちもらして、家子郎等百五十余人が頸きつて、八島の内裏へまいらせたり。「内裏にて賊首の実検せられん事然るべからず」とて、大臣殿の宿所にて実検せらる。百五十六人が首也。頸ども実検しける処に、物共「高松のかたに火いできたり」とてひしめきあへり。「ひるで候へば、手あやまちではよも候はじ。敵のよせて火をかけたると覚候。定めて大勢でぞ候らん。とりこめられてはかなうまじ。とうくめされ候へ」とて、惣門の前のなぎさに船どもつけならべたりければ、我もくとのり給ふ。御所の御舟には、女院・北の政所・二位殿以下の女房達めされけり。大臣殿父子は、ひとつ船にのり給ふ。其外の人々おもひくにとりのつて、或は一町ばかり、或は七八段、五六段などこぎいだしたる処に、源氏の兵物ども、ひた甲七八十騎、惣門のまへのなぎさにつツといできたり。塩干がたの、おりふし塩ひるさかりなれば、馬のからすがしら、ふと腹にたつ処もあり。それよりあさき処もあり。けあぐる塩のかすみとともにしぐらふだるなかより、白旗ざつとさしあげたれば、平家は運つきて、大勢とこそ見てんげれ。

### 【延慶本】

①彼堂ヨリ三丁計打出タリケル所ニテ、貫直垂ニ立烏帽子キタル下種男ノ、京ヨリ下ルトヲボシクテ、立文一持テ判官ノ先ニ行ケルヲ、判官彼ノ男ヲ呼留テ、「イツクヨリイツクヘ行人ゾ」ト問給ケレバ、此男、判官トモシラデ、国人カト思テ、「是ハ京ヨリ屋島御所ヘ参候也」ト云ケレバ、判官、「是モ屋島ノ御所ヘ参ガ、道ノ案内モ不知」。「サラバツレ申サン」。「京ヨリハ何ナル人ノ御許ヨリゾ」ト重テ問給ヘバ、「六条摂政殿ノ北政所ノ御文ニテ、屋島ニ渡セ給大臣殿ヘ申サセ給ベキ事候テ、進セサセ給御使ニテ候也」

ト申セバ、「其御文ニハ何事ヲ被<sub>レ</sub>仰タルヤラム」。「別ノ子細ニテ候ワズ。『源氏九郎判官既ニ都ヲ立候。此波風シヅマリ候ナバ、一定渡候ヌト覚候。御用意候ベシ』ト申サセ給御文ニテ候」ト、有ノマ、ニ申タリケレバ、判官、「其文進セヨ」ト宣フマ、ニ、文引チギリテ水ニ投入テ、男ヲバ「無慚ゲニ、命ヲバ、ナ殺シソ」トテ、山ノ中ナル木ニ縛付テ通りニケリ。

③サテ其日ハ阿波国坂東、坂西打過テ、阿波ト讃岐ノ境ナル中山ノコナタノ山口ニ陣ヲ取ル。次日ハ引浦、丹生社、高松郷打過テ、屋島ノ城へ押寄タリ。(中略。内裏での首実検)猿程ニ夜ノアケボノニ、塩干潰一ツヘダテ、ムレ、高松ト云処ニ焼亡アリ。「アワヤ焼亡ヨ」ト云モハテネバ、成良申ケルハ、「今ノ焼亡ハアヤマチニテハ候ワジ。源氏ノ勢、既ニ近付テ、所々ニ火係テ焼払<sub>ト</sub>覚候。定大勢ニテゾ候ラン。イカサマニモ念ギ此御所ヲ出サセ給テ、御舟ニメサレ候ベシ」ト申ケレバ、「尤サルベシ」トテ、先帝ヲ初進セテ、女院、北政所、大臣殿以下ノ人々、屋島ノ御所ノ惣門ノ渚ヨリ御船ニメス。

①で屋島へ手紙を持って行く男を捕らえ、義経来襲の情報が屋島へ伝わることを防いだ上で、③で屋島攻めを実行する。②は義経が四国上陸後まもなくに捕らえた近藤六から平家の城についての情報を得る場面で、延慶本には見えない。また、ここでは中院本は屋代本に概ね等しい。

長くなつたが、この大枠の中で語り本が孕む問題点について、ここでも千明守氏の御論<sup>13</sup>に従つて確認しておきたい。まず①について、屋代本・延慶本ともに不自然なところはなく、先後は決めがたい。ただし覚一本傍線部は不自然。覚一本では食事を与えて懐柔する場面がなく、義経と男はすぐに親しくなる。手紙の内容もすぐにばらした上に、道案内まで引き受けた男を、傍線部でいきなり縛り上げるのである。

この形が本来の形であつたとは考えがたい。また、屋代本のような完成された形に改変の手を加えて、覚一本のような形ができあがつたとも考えにくい。もとなつた形があつて、そこに屋代本・覚一本がそれぞれ手を加えて、うまく成功した形(屋代本)と、何らかの不手際から失敗した形(覚一本)とができあがつたと考える方が自然である。

との指摘は、的確であろう。次に③について、まず覚一本は

在家の出火を見たことが理由で平家は撤退を決定したとしているのだから、その後で「小勢」を「大勢」と見誤つたことは物語の

展開には無関係なはずである。

これに対し、「複数の焼亡」を理由として退却する延慶本は自然。かつ覚一本③の傍線部は、延慶本では、「継信最期」などの場面を挟んだかなり後ろにある。覚一本は、それを前に移動させている。屋代本傍線部はさらに前に置かれているが、蹴上げる海水を火災と誤認したかのようであり、さらに不自然である。

これらの指摘をめぐって、①に関して延慶本と語り本の先後は決められないとする点は同意できる。ただし、③に関しては延慶本を語り本の祖型と見ているようであるが、旧稿<sup>14</sup>で指摘したとおり、延慶本の屋島合戦譚は多くの矛盾を孕んだ問題だらけの本文であり、他諸本に対して無条件に源泉の地位を主張できるようなものではない。ここでも他の読み本系諸本を視野に入れてみる意味はありそう  
だ。

## 二一(二)

その糸口としたいのが、屋代本・覚一本②の二重傍線部である。極めて意味の取りにくい表現だが、近年の主立った注釈書類のうち、該当する表現を有する語り本を底本に用い、かつ注や現代語訳でこの部分の解釈が読み取れるものを列挙すると、

〔旧大系〕御存知ないからこそ御心配なのですよ。

〔新大系<sup>15</sup>〕ご存じないからこそお尋ねになったのでしょうか。

〔旧全集<sup>16</sup>〕ご存じないから（お尋ねになったの）でしょうが。

〔新全集<sup>17</sup>〕ご存じないから（お尋ねになったの）でしょうが。

〔新潮集成<sup>18</sup>〕ご存じないのでお尋ねでしょうが

〔平家物語評講<sup>19</sup>〕御存じないからでしょうが、

〔平家物語全注釈<sup>20</sup>〕ご存じないからこそお尋ねになったのでしょうか。

〔講談社学術文庫<sup>21</sup>〕ご存じないことでしょうが、

「三弥井古典文庫」<sup>(22)</sup>「ご存知ないのでそんなことをお尋ねになるのでしようが、

「平家物語覚一本全」<sup>(23)</sup>「ご存知でないからお尋ねになるのでしよう。

となっている。ほとんどの注釈書において、「ご存じないから」と訳した後には言葉を補っている。「平家物語評講」のように最小限の訳をしただけでは、条件節を承ける部分がなく文意が不明瞭だからであろう。それらのうち、旧大系の解釈はその後受け継がれたとはいえず、「お尋ねになったのでしようが」のように補うのが大多数だが、どちらにしても適切とはいえないのではないだろうか。ご存じないから聞くのはあまりにも当たり前のことだ。義経は土地のことを知らないから案内者が必要なのであり、近藤六もそれを理解して協力していたはずである。その上、義経が近藤六と問答するのはここで五回目であり、それら全てにおいて、土地の情報を義経が尋ね、近藤六が教えているのである。<sup>(24)</sup>なぜいままさら、最後の五回目だけに「ご存じないからお聞きになるのでしよう」などと余計な一言が付くのか、不可解としか言いようがない。そのあたりに不自然さを感じたのか、「講談社学術文庫」は言葉を補うことをしていない。が、「しろしめさねば」の「ば」を訳出しておらず、やはり正確な解釈とはいいたくないのである。

文法的にも語彙的にも問題はなさそうな箇所には諸書が注を付けているのは、難解だからなのだろう。それを何とか言葉を補ったり、あるいは省いたりして解釈しようとしているが、いずれも十分ではないのである。かといって、適切な対案があるわけでもない。これはそもそも意味のとれない文なのではないだろうか。<sup>(25)</sup>この点にこだわるのは、読み本系諸本の中には、当該句が矛盾なく用いられている本文があるからである。ここでも『源平盛衰記』の本文を掲げたい。

#### 【盛衰記】

①其ヨリ屋島へ打程ニ、中山路ノ道ノ末ニ、貫ノ直垂ニ立烏帽子、立文持テ足バヤニ行下種男アリ、京家ノ者ト見ユ。判官、馬ヲ早メテ追付、問ケルハ、「汝ハ何者ゾ、何所へ行人ゾ」ト。此男、判官トハ夢ニモ不知、国人ゾト思テ、「是ハ京ヨリ屋島ノ方ヘ下者也」ト答。「京ヨリハ誰人ノ御モトヨリ、屋島ノ何御方ヘゾ」ト問ヘバ、「イヤ、只」ト云テ最ニ分明。判官、「ハヤ殿、是ハ阿波国ノ者ニテアルガ、屋島ノ大臣殿ノ依御催參者ゾ。誠ヤ九郎判官ト云者ガ、源氏ノ大将ニテ下ナルガ、淀河尻ニテ船汰シテ、今日明日ノ程ニ屋島ノ内裏ヘ寄ベシト聞バ、御辺ハ京ヨリ下給ヘバ定テ見給ヌラン、勢幾ラ程トカ申」ナド問テ、昼ノ破子食セ、

能々心ヲ取テ後、「サテモ御辺ハ誰人ノ御使ゾ」ト問。「是ハ六条摂政殿ノ北政所ヨリ、大臣ノ御方ヘ申サセ給御文ナリ」ト申。「御文ニハ何事ヲカ被<sub>レ</sub>仰下<sub>レ</sub>ラン」ト問ヘバ、「下臈ハ争御文ノ中ヲ奉<sub>レ</sub>知ベキ、御詞ニハ『源氏九郎大夫判官、既ニ西国ヘトテ都ヲ立ヌ。浪風静ナバ一定渡ベシ、サシモ鬼神ノ如クニ畏恐シ木曾モ、九郎上ヌレバ時日ヲ廻サズ亡シヌル恐シ者ニ侍リ。城ヲモヨク構、兵ヲモ催集テ、可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御用心<sub>一</sub>』トコソ申サセ給ツレバ、御文モ定テ其御心ニコソ候ラメ。誠ニ淀河尻ニハ軍兵充滿テ雲霞ノ如シ。六万余騎ガ二手ニ分テ、參川守・九郎判官、兄弟シテ、四国・長門ヨリ指挾テ下ルベシト披露シキ。波風ヤミナバ今日明日ノ程ニハ軍ハ一定アルベシ、急々屋島ヘ可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御參<sub>一</sub>』トテ、抜々ト判官ニ相連テ行。「サテ御辺ハ始テ下ル人歟、先々モ下給ヘル人歟』ト、ヘバ、『六条摂政殿ノ北政所ト大臣殿トハ、御兄弟ノ御中ニテマシマセバ、西国ノ御住居御心苦ク思召、源氏上落ノ後ハ、都ノ有様、人ノ披露聞召ニ随テ仰ラルレバ、常ニ下向スル也』ト云。「サテハ屋島ノ城ノ有様ハヨク知給タルラン。誠ヤ究竟ノ城ニテ、敵モ左右ナク難<sub>レ</sub>寄所ト聞ハ実カ。哀、サヤウノ城ニテ高名ヲシテ、勲功ニ預<sub>レ</sub>バヤ』トイヘバ、男方云ケルハ、「是ハ敵ニ聞スベキ事ニハ非ズ、御方ヘ參ラルレバ申。源氏ガシラデコソヨキ城トハ申セ、事モ無所也。アレニ見ユル松原ハ武例・高松ト申。彼松原ノ在家ニ火ヲ懸テ、塩干潟ニ付テ山ノソバニ打ソウテ渡バ、鎧・鞍・ツメノ浸程也。百騎モ二百騎モ塩花蹴立テ押寄バ、『アハ大勢ノ寄ハ』トテ、平家ハ汀ニ儲置タル舟ニ乗テ沖ヘ押出サバ、内裏ヲ城ニシテ戦ハ無念ノ所也』ト、細々ト語ケリ。判官コレヲ聞、「実ニ無念ノ所ヤ。可<sub>レ</sub>然ハ幡大菩薩ノ御計也』トテ、都ノ方ヲ拝ミツ、『ヤラレ男メ、我コソ九郎大夫判官ヨ、其文進ヨ』トテ奪取、海ノ中ニ抛入テ、男ヲバ中山ノ大木ニ縛上テゾ通ケル。

③其日ハ阿波国坂東西打過テ、阿波ト讃岐ノ境ナル中山ノ山口ノ南ニ陣ヲ取。翌日ハ引田浦、入野、高松郷ヲモ打過テ、屋島ノ城ヘヲシ寄ケリ。(中略。内裏での首実検)屋島ヨリ塩干潟一隔、武例・高松ト云所ニ焼亡アリ。平家ノ人々、『アレヤ、焼亡々々』ト云ケレバ、成良申ケルハ、『今ノ焼亡、誤ニアラジ、源氏所々ニ火ヲ懸テ焼払ト覺タリ。敵ハ六万余騎ノ大勢ト聞、御方ハ折節無勢也。急御舟ニ召、敵ノ勢ニ随テ、船ヲ指寄々々御軍アルベシ。侍共ハ汀ニ船ヲ用意シテ、内裡ヲ守護シテ戦ベシ』ト計申ケレバ、(下略。平家の人々の退避)

延慶本と同様に②を欠く構成だが、二重傍線部をめぐって不自然な点はない。語り本②と違い、盛衰記では屋島の城に関する情報は手

紙の男から得ることになっているのである。男と出会った義経が味方のふりをし、食事を与えたりして打ち解け、手紙の情報を聞き出した上で、ここには何度も来ているのかと尋ねる。男が都と屋島を何度も往復していることを知り、ならば平家の城のことも知っているだろうと、なんとか聞き出そうとする。「屋島は究竟の城だと聞いている」という義経の誘導尋問に、男は「源氏は事実を知らないから、そう言っているだけだ」と返し、実は浅瀬を隔てているだけで馬でも攻められることを漏らしてしまうのである。そうして用済みになった男は縛り付けられたのだった。

語り本は、このような本文をもとに②を創出したのだと考えて、大きく誤ることはあるまい。城の情報を手紙の男ではなく近藤六から聞く、という内容に書き換える過程で、「知らないから」という一句は本来の意味を失った。近藤六は、義経の正体をとうに知っているからである。それが崩れたまま本文中に残っているのであり、義経相手の発言らしく敬語の処理を施してみても、不可解さは消えていない。語り本の二重傍線部は、該当する本文を持たない延慶本との対比からでは由来が説明できないが、盛衰記を用いればそれは可能になる。延慶本と屋代本との先後は①については決められない、との指摘があったが、二重傍線部に関して語り本の形が盛衰記の形に先立つことはないだろう。

## 二―(三)

ただし、その盛衰記にも問題はあある。①で男が語っていた、「浅瀬を渡れば屋島の城は攻略できる」という情報が、③の実際の戦闘では、全く活かされていないことである。盛衰記において、平家の退却は在家の「焼亡」を見たことが原因であり、義経が実際に浅瀬を渡って攻めたことなど、一度も記されないのだ。そして、「焼亡」が平家退避のきっかけとなるのは、延慶本も同様であった。これらの点を念頭に置いて、さらに他の読み本系諸本にも目を向けてみよう。

### 【長門本】

①けすおとこ一人、宣下とおほえて、ふしそめのひたたれに、たてえほしに、たてふみもちたるか、ほうくわんより、さきに行ける



にこそをひつきたれ。はうくわん、此おとこをよひと、めて、「いつくよりいつくへ行人そ。」「京より屋しまの内裏へ参り候なり」とぞ申。「京よりは、いかなる人の御もとよりぞ。」「六条摂政殿北政所の御かたより候」と申。はうくはん、「我もめされてまいるか、道をしらぬぞ。つれてをさせよ」とて、くして行か、破子の所にて、「あの殿に破子めさせよ」とて、破子くはせて、又くして行に、はうくわん、ちかくうちよせて、とはれるは、「屋嶋の城は、いかなるところぞ」と。「無下に、あさまに候ぞ。敵かしらてこそ申候へ。しほのみちたるときこそ、嶋になり候て、船なくてかよふへくも候はね。しほひ候ぬれば、西にそひて、馬のふとはらもつからす候ぞ。かれにそひておとさんには、何も候まし」とぞ申ける。城ちかく成ければ、(中略)手紙を奪ひ、男を縛りつける。

③其日は、引田浦、白鳥、丹生の社、牟礼、高松郷をうちすきて、同廿日の寅剋には、屋嶋の城にそをしよせける。いまた塩かひすして、くらつめひたる程なるに、しはらく引拘て塩たるむ。伊勢三郎か由けるは、「かゝる大将くんをたのみて、うちしにせん事、うたかひなし。たゝし、多勢をうちすて、はつかの小勢にて、此城へをしよする事、以外の僻案か。かく申せば、命をおしむに、たれとも、よしもり、まさきこそしなむすれ」とて、塩花蹴立させて、先陣をかけてそよせたりける。平家のかたには、敵の馬のひつめにけたたられて、塩花のあかるをは、二三千きの大勢とこそは見たりけれ。「かれにとりこめられなは、かなふまし。とくく御船にめさるへし」とて、惣門の前の、渚につけたりける船ともに、主上をはしめまいらせて、おのくみな、めされにけり。

### 【松雲本】

①山中ニテ夜半計ニ、カキノヒタ、レニ折烏帽子ニ、立文ヲ持テ足早ニ行ク下司男アリ。京家ノ者ト見エ、判官追著テ、汝ハ何者ソ。イヅクヘ行ク人ソト問フ。此男判官トハ知ラスシテ、是ハ京ヨリ屋島ノ方ヘ下候。哉殿、誰モ召レテ参ガ、道ヲ知ラス。列テ御座セヨトテ、心ヲ能々取テ、御刃始テ下ル人歟、先ニモ下ル歟。度々罷リ下テ候。サテハ八島ノ城ノ様ハ能ク知タルラン。実ヤ、究竟ノ城ナト。男申ケルハ、無下ニアサマニ候。塩ノ満タル時コソ候へ、塩タ二千候へハ、西ニ添テ馬ノ太腹モツカズ候ト細々ト教タリ。判官、サテ文ハ何事ヤラン。是ハ六条ノ摂政殿ノ北ノ政所ヨリ大臣殿ヘ参リ候文ナリ。源氏河尻ニ出浮テ候ヲ告申候。其勢

六万余騎ヲ三手ニ分テ、參河守・九郎兄弟、四国・長門ヨリ差挿テ下ト聞工候。浪風静ニ成リ候ハ、一定今日明日ノ間ニ八軍ハ候ハンスラン。急キ屋島へ御參リ有ヘシト、ヌケノト判官ニ相具セラレテ行ク。(中略。手紙を奪い、男を縛りつける)。

③其日阿波国東坂西へ打越テ、引田ノ浦、丹生ノ社、高松ノ郷ヲモ打過テ、屋島ノ城へ押寄ケリ。塩干ニテ鞍爪ニ係ル程ナリ。伊勢ノ三郎申ケルハ、カ、ル大將軍ヲ頼テ憂キ死ヲスルゾカシ。多ノ勢ヲ打捨テ僅ノ小勢ニテ此城ニ寄ル事ヨ。カク申セハ命ヲ惜ニ似タリ。能盛真先ニコソ死ンスレトテ、塩花蹴サセテ、先陣ニ係テソ寄タリケル。十九日ノ寅ノ刻ニ南ノ山口ニ馳上テ陣ヲ取テ、馬ノ息ヲ休メケル。(中略。内裏での首実検)判官武例高松ノ山口ニ馳著テ、明ケレハ浦ノ在家ニ火ヲ係ケタリ。屋島ヨリ塩干渴一隔テ焼亡有ケリ。平家ノ人々、アレヤ焼亡ヨトテ躁キケリ。成良申ケルハ、此火ハ源氏近付テ武例高松ノ在家ニ火係タリト覚候。敵ハ六万騎ト聞ユ。御方ハ折節無勢ナリ。急キ御船ニ召、敵ノ勢ニ随テ舟ヲ差寄々々御合戦有ヘシト申ケレハ、尤然ルヘシトテ、屋島ノ惣門ノ渚ヨリ御船ニ召レケリ。

新たに長門本・松雲本の本文を掲げた。長門本は、二重傍線部「知らないから」を、やや文意不鮮明ながら盛衰記とほぼ同じ文脈に置いているが、松雲本はこれを欠く。男がたびたび屋島に来ている、との文言を長門本は欠くなどの相違も見られるが、③における伊勢三郎の発言など、両本にのみ共通する内容もある。両本は近い関係にあるのだろうと推察されるのだが、「浅間」と「焼亡」の処理の仕方は異なっている。長門本は「焼亡」に関する情報を一切記していない。義経は、男から浅瀬の情報を聞き出し、それに従って攻めている。平家は源氏勢が蹴立てる海水を見て大勢と判断し、船で逃げる。矛盾のない展開である。一方、松雲本は、伊勢三郎が攻め込んだ後に「焼亡」による平家の退避を記すのだが、「浅間」をめぐる文脈と「焼亡」をめぐるそれとが、全く繋がっていない。

次のような想定が成り立つだろう。

- a、男はたびたび屋島に行っている。
- b、だから男は城のことを知っている。敵は気づいていないが、周囲は浅間である。
- c、義経はその情報の通りに浅間を通して海水を蹴立てながら攻め、平家はそれを大勢と見る。

盛衰記・長門本・松雲本を参看する限り、おそらくこれらは元々ひとまとまりの叙述だった。そしてそれは、「焼亡」による平家退避」

とは全く別種の情報であったのだろう。その二つの両立に、諸本が苦勞しているのだ。各本においてa、b、cを構成する情報（引用文中の太字部分）と、「焼亡」に関する情報（波線部）との関係に注目しながら再度整理する。盛衰記がcまで含めて①に入れている（c）のは、一つの処理の仕方であったのだろうが、「浅間」のことは実際の戦闘では意味を持たなくなってしまった。長門本は「焼亡」を持たずに混乱を回避しているが、松雲本③では二種の情報はただ並んでいるだけで全く溶け合っていない。また、延慶本の同場面は「焼亡」のみで構成されていたが、それはa・bを省略しつつ、cのみ後ろに回したということであったのだろう。

語り本では、①にはaを断片的に残すのみである。②の二重傍線部も意味を失っていた。a・bを有する本文をもとに新たに②を創出した結果であることは明白である。戦闘場面の矛盾などは千明氏の指摘通りだろうが、それも結局は「浅間」と「焼亡」の両立の問題なのだと考えればよい。現存する読み本系諸本の、特定の一本の中に語り本の源を求めることはできないが、少なくとも、a・bを欠く延慶本がそこからは遠い、独自の改編を経た本文であることは間違いない。延慶本の形を基と見なして、覚一本③の傍線部を説明しようとすることも危険だろう。当該箇所もまた、延慶本の本文から語り本へとという図式では説明することができない例なのである。

### 三

堅牢に見える論証も、他の読み本系諸本にも目配りをするという作業を行うだけで、視界は変わってくる。今回はそれを、千明氏の成果に基づいて行ってきた。氏の足跡は、たどるには剣呑に思える道のりかもしれないが、だからといって続く研究者が手をこまねいているだけでよいわけでもない。氏の残してくださった成果を精読し、正しく受け止めてゆきたいと思う。

### 注

- (1) 櫻井陽子氏『平家物語本文考』（二〇一三年、汲古書院）。
- (2) 『平家物語屋代本とその周辺』第二篇第二章（二〇一三年、おうふう。初出一九九三年）。
- (3) 『平家物語の文学史』第二章第一節（二〇一二年、東京大学出版会）。
- (4) 注(2)前掲書第二篇第四章。初出二〇〇一年。

- (5) 引用は『屋代本高野本対照平家物語』（一九九〇～一九九三年、新典社）による。
- (6) 引用は『日本古典文学大系』による。一九五九～一九六〇年、岩波書店。
- (7) 引用は『校訂延慶本平家物語』（二〇〇〇年）、汲古書院）による。
- (8) 引用は『中世の文学 源平盛衰記』（一九九一年）、三弥井書店）による。
- (9) 引用は『校訂中院本平家物語 上』（二〇一〇年、三弥井書店）による。
- (10) 『四部本平家物語試論』（『軍記と語り物』一九八四年三月）。
- (11) また、今井正之助氏「平家物語・延慶本と覚一本——「内面の掘り下げ」をめぐる——」（『日本文学』一九八一年四月）も③の問題点に注目し、「延慶本と覚一本との間に四部本の形を置いてみると、教盛の言動から「娘」が消失していった道筋も了解できる」とされている。本稿の観点からすれば、四部本だけでなく盛衰記の有用性を指摘しておきたい。
- (12) 覚一本の章段名による。
- (13) 注(2)前掲書第二篇第五章。初出二〇一一年。
- (14) 注(3)拙著第一章第一節等。
- (15) 一九九九年、岩波書店。
- (16) 一九七五年、小学館。
- (17) 一九九四年、小学館。
- (18) 一九八一年、新潮社。
- (19) 一九六三年、明治書院。
- (20) 一九六七年、角川書店。
- (21) 一九八八年、講談社。
- (22) 二〇〇〇年、三弥井書店。
- (23) 改訂版による。二〇一四年、武威野書院。
- (24) 義経が土地の者から情報を仕入れる数度の描写において、その相手を全て近藤六で統一するのは語り本の特徴であり、読み本系諸本では、他にも情報提供者を描いている。
- (25) 中院本は当該句を持たないが、不可解さゆえに削ったのではないかとも思われる。
- (26) 引用は『長門本平家物語 四』（二〇〇六年、勉誠出版）による。

(27) 引用は弓削繁氏「大東急記念文庫蔵松雲本平家物語卷十一（翻刻）」（岐阜大学教育学部研究報告（人文科学）』第四十七卷第一号、一九九八年十月）による。

(28) 櫻井陽子氏「延慶本『平家物語』の陥穽——以仁王の乱の描写を対象として——」（『いくさと物語の中世』、二〇一五年、汲古書院）に「古態を考える場合、長門本や盛衰記などに古い形が残されている場合があることに、もつと注意を向ける必要がある」という発言があるが、重要な指摘と思われる。